

令和5年4月1日

関係各高等学校長
各 顧 問 様
各専門部委員長

東信高等学校体育連盟会長
(佐久平総合技術高等学校長)

体育施設使用について

下記事項の徹底をよろしくご配意下さい。

記

1 使用上の注意、マナーについて

【対象施設】 市民体育館・競技場・格技室等と器具
各高等学校の体育館・校庭・更衣室・器具

- 1) 責任者は、開始前・終了後に必ず施設管理者に連絡・報告する。
施設、器具等の破損が多くなっているので十分注意する。
- 2) 使用後の清掃、整理・整頓を確実に行う。
- 3) 選手、応援者ともに服装・頭髪等は高校生らしくきちんとする。
- 4) あいさつや言葉遣いなどマナーを守り、礼儀正しくする。
- 5) 上下履きの区別については特に厳守する。
- 6) 管理者の指示にはすみやかに従う。
- 7) 飲食等は所定の場所で行い、ゴミは必ず持ち帰ることとする。

2 使用上の手続き、その他について

1) 市民体育館等の施設使用について

借用申請は事務局が取りまとめて行いますが、日程の確認等専門委員長の先生は事前に連絡をし、確認をしてください。

2) 各高等学校の施設使用について

借用申請は事務局で行いますが、専門委員長の先生も、必ず事前に該当校と連絡をとってください。

3) 屋内施設を使用する際は、節電に心がけてください。

電気代は、実費を支払うことになります。

4) 予備日を使わなくなりましたら、施設管理者に必ず連絡をしてください。

5) 駐車場について

路上駐車がないように、場合によっては整理係をつけてください。

以上